

第1回 松江らしい景観づくり委員会
会 議 録

1. 日 時 令和6年6月24日(月) 14:30~16:00
2. 場 所 島根県市町村振興センター 大会議室2
3. 出席者(敬称略、順不同)
 - (1) 委員(7名中、出席者7名)
千代章一郎委員長、小草牧子委員、藤間寛委員、日野由紀子委員、
日之蔵里佳委員、福田満信委員、古津弘也委員
 - (2) 事務局
石本まちづくり部長、佐伯建築審査課長、陶山都市政策課長、
飯塚松江城・史料調査課長、藤井景観指導係長、中司計画係長、
岸本主幹、須山副主任、木村主事
4. 議 題
 - (1) 事務局説明
 - ①松江城からの眺望基準の見直しについて
 - ②松江城周辺の建築物等の景観形成基準の見直しについて
 - (2) 意見聴取
5. 傍聴者数 0名(報道関係者除く)
6. 議事要旨【すべて公開】
 - ①開会
 - ②部長あいさつ
 - ③委員紹介
 - ・事務局より松江らしい景観づくり委員会の委員紹介
 - ・委員長確認
 - ・スケジュール確認
 - ④委員長あいさつ

⑤委員会成立報告

- ・委員7名中7名出席
- ・松江市景観審議会専門委員会設置要綱第5条第2項の規定より、委員の過半数の出席により委員会が成立していることの確認

⑥会議録署名確認

- ・千代委員長より小草委員指名、委員了承

⑦議事説明

- ・事務局より議事内容説明
- ・「松江城からの眺望基準の見直しについて」および「松江城周辺の建築物等の景観形成基準の見直しについて」のそれぞれについて資料に沿って、委員会で検討することの確認→松江市の現状→他市事例の順で説明。

⑧意見聴取

- 松江城からの眺望基準の見直しのエリア設定のゴールは。商業地域に限って決めるのか。赤線に囲われた地域すべてなのか一部に限るのか。
→（事務局）赤線で囲われた商業地域が基本だと考えているが、360度について確認していただき、範囲を広めるかどうかについてもご検討いただきたい。
- 松江城天守からのパノラマ写真をいただきたい
- 現状、松江市でどれぐらいの規模のものが建っているのかがわかる資料がほしい。何m以上の建物がどれぐらい建っているのかというようなものがあつた方が議論しやすいのではないか。
- （基準の見直しを行い）既存のものはそのまま許可をして、新たに建てるものについて網をかけるということか。
→（事務局）その通りです。
- 景観法と都市計画法では制限の強さは異なるのか
→（事務局）地区計画もあくまで届出制度であり、勧告までしかできない。ただ、大手前地区計画などは建築基準法に基づく条例によって建築物に制限をかけている。強制力を建築基準法の方に持たせている。※1

- 商業地域では現状どれぐらいのボリュームの建物が建っているのかということ
を認識しておかないと、どれぐらい既存不適格の建物が出てくるのかが想
定しにくい。
- 他都市のお城についても、天守までの高さがわかる資料を準備していただき
たい。
- 他市の視点場について、対象物がどれぐらい見えるのかがわかる資料
- 時代背景を参考にしたいので、何年ごろ景観の制度ができたのかというもの
がわかる資料。松江市の今の状況が切羽詰まっている状況なのか、他の市町村
と比べて遅れているのか、松江市の置かれている立場がわかると参考になると
思う。
- （上に加えて）改定されたり強化されたりしていると思うので、そういうもの
がわかる資料があるとわかりやすいと思う。
- 高さ制限の関係で法律の適用関係がわかるような資料があれば。条文があれば
抜粋、多岐に渡るようだったら条数のみの引用でも。
- 視点場の設定について、歴史的な眺望は確保できると良いと思う。歴史的な場
所がわかるような資料。
- 「松江らしい」をどういうところで考えていくのか、というところを含めて議
論していく必要がある。
- 松本城周辺の高さ制限の資料がわかりやすいので、他の市についてもこのよ
うに作成してほしい。
- 大体このような感じというたたき台を市のほうで準備していただいて、それ
を基に議論を進めていく方がよいと思う。
→事務局・委員了承

⑨閉会

※1 景観法と都市計画法について

		強制力	根拠法令
景観法	景観計画区域	届出 勧告・変更命令	景観法 第8条、第16条第3項、 第17条
	景観地区	認定申請 建築確認	景観法第61条 都市計画法第8条 建築基準法第68条
都市計 画法	用途地域 (第一種・二種低層住居専用地 域)	建築確認	都市計画法第8条 建築基準法第55条
	高度地区	建築確認	都市計画法第8条 建築基準法第58条
	地区計画	届出、勧告 建築確認※	都市計画法第12条の4 建築基準法第68条の2

※地区計画等の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを条例でこれらに関する制限として定めることができるとしている。(建築基準法第68条の2 第1項)
松江市⇒松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

署名 _____

署名 _____